

会 議 録

会議の名称	令和3年度第9回西東京市選挙管理委員会
開催日時	令和3年9月1日（水）午前9時00分から午前9時45分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎3階 301会議室
出席者	鈴木久幸委員長・佐々木順一委員長職務代理者・中江滋秀委員・二木孝之委員 坂本眞実事務局参与兼事務局長・岡野昌司係長
議 題	議案第21号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について 議案第22号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第23号 令和3年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第24号 裁判員候補者予定者の選定について 議案第25号 検察審査員候補者予定者の選定について
会議資料の名称	上記『議題』と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

○ 委員長

ただいまから令和3年度第9回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は5件でございます。

始めに、議案第21号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』と、議案第22号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題いたします。この2件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、西東京市在外選挙人名簿に登録される者及び抹消される者について、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の1ページをお開きください。

議案第21号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の6（在外選挙人名簿の登録）第1項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、議案書の2ページに記載の男性1人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。該当者の氏名や国内での最終住所、国外の滞在国等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので御覧いただければと思います。

続けて議案書の3ページをお開きください。議案第22号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、議案書の 4 ページに記載の男性 2 人、女性 1 人の計 3 人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。氏名や国内での最終住所、帰国後の住民登録の内容等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので御覧いただければと思います。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 91 人、女性 110 人、計 201 人となります。

以上で、議案第 21 号『西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について』及び議案第 22 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○ 各委員

特になし

○ 委員長

特にないようですので、議案第 21 号と議案第 22 号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 23 号『令和 3 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、定時登録である令和 3 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数について、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の 5 ページをお開きください。

議案第 23 号『令和 3 年 9 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 19 条（永久選挙人名簿）第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。

恐れ入ります。議案書の 6 ページを御覧ください。

各投票区別に登録者数を調製し資料としております。

資料の内容につきましては、左から、各投票区等の別、前回登録者数、市内転居、抹消者数、新規登録者数、今回登録者数となっております。

市内転居については、市全体としては増減がありませんので、合計欄は 0 人となっております。

抹消者は、転出後 4 か月を経過するに至った者、死亡及び職権消除、在外選挙人の出国時登録申請に基づく移し替えによる抹消を計算しております。

新規登録者は、住所要件として令和 3 年 6 月 1 日以前に転入届出を行った者、年齢要件として平成 15 年 9 月 2 日以前に出生した者、その他住所設定、帰化等を計算しております。

表の右下の合計欄を御覧ください。令和3年9月1日現在の定時登録者総数は、男性が前回より86人増、女性が前回より74人増、合計で160人増となり、男性82,890人、女性89,141人の計172,031人となるものでございます。

以上、議案第23号『令和3年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○ 各委員

特になし

○ 委員長

特にないようですので、議案第23号は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第24号『裁判員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、今回の委員会で御決定いただきたい、裁判員候補者予定者の選定について、議案の説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

議案第24号『裁判員候補者予定者の選定について』を御説明いたします。

本案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、裁判員候補者予定者を選定するものでございます。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者として、管轄する地方裁判所からの通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した裁判員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク等をもって調製することができる規定になっております。

東京地方裁判所立川支部から、西東京市の裁判員候補者として217人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。

名簿の調製については、裁判所から通知された割当て人数217人を、裁判所から配布された『名簿調製プログラム』を用いて無作為抽出により選定することといたします。

本日選定する裁判員候補者予定者は、令和3年9月1日現在の先ほどお認めをいただいた選挙人名簿（定時登録）のデータを基といたします。

なお、現行の公職選挙法の選挙権年齢により、20歳未満の方が裁判員候補者予定者に選定される可能性があります。平成27年の公職選挙法の一部を改正する法律第10条により、当分の間地方裁判所は、候補者名簿を調整した際に翌年1月1日時点で20歳未満の者は削除しなければならないことが定められております。したがって、最終的には20歳以上でないと裁判員に選任されませんので申し添えます。

御承認をいただければ、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押してい

ただき、裁判員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第 24 号『裁判員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○ 委員

217 名の算出理由を教えてください。

○ 事務局

割当は対象事件の取扱状況と管轄市区町村の選挙人名簿登録人数の割合によるもので、裁判所が算出しています。

○ 委員

なぜ、選挙管理委員会で行うのですか。

○ 事務局

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第 21 条において、市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿に登録されている者の中から選出する規定になっているためです。

○ 委員長

他にないようですので、裁判員候補者予定者の選定を行います。

選定が終わりました。議案第 24 号『裁判員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

次に、議案第 25 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、検察審査員候補者予定者の選定について、議案の説明をさせていただきます。議案書の 8 ページをお開きください。

議案第 25 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を御説明いたします。

本案は、検察審査会法に基づき検察審査員候補者予定者を選定するものでございます。

検察審査会法第 10 条において、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者として、管轄する検察審査会事務局からの通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、また選定した検察審査員候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。また、この検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク等をもって調製することができる規定となっております。

なお、検察審査員候補者は、その分担する時期により、第 1 郡から第 4 郡までに分けられ、それぞれの割当人数が管轄する検察審査会事務局から通知されます。

立川検察審査会事務局から、西東京市に対する検察審査員候補者といたしまして第 1 郡

が5人、第2郡が5人、第3郡が5人、第4郡が4人の計19人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。

本日は、先ほど選定が終了した裁判員候補者予定者と同様に、令和3年9月1日現在の選挙人名簿のデータを基にしてパソコンによる選定を行います。

具体的な抽出の方法は、第1郡から第4郡の合計員数19人を1回のくじで選定し、送付用ファイルを電子データで作成して検察審査会に送付することになります。なお、くじのシステムは、裁判員候補者予定者の選定に使用したシステムを使用いたします。また、検察審査会では選定された名簿の上位から順に割り当て員数に応じて第1郡から第4郡までの候補者とみなすことになります。

なお、現行の公職選挙法の選挙権年齢により、20歳未満の方が検察審査員候補者予定者に選定される可能性があります。平成27年の公職選挙法の一部を改正する法律第7条により、当分の間検察審査会事務局は、候補者名簿を調整した際に翌年1月1日時点で20歳未満の者は削除しなければならないことが定められております。したがって、最終的には20歳以上でないと検察審査員に選任されませんので申し添えます。

御承認をいただければ、裁判員候補者予定者選出と同様、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、検察審査員候補者予定者を選定いたします。

以上で、議案第25号『検察審査員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御質問・御意見はございませんか。

○ 委員

本籍地も選挙人名簿に載っているのですか。

○ 事務局

住民基本システムより本籍地の情報を付加して裁判所に提出します。

○ 委員

検察審査員の職務内容は何ですか。

○ 事務局

検察審査会のパンフレットを配布して制度を説明。

○ 委員長

他にないようですので、検察審査員候補者予定者の選定を行います。

選定が終わりました。議案第25号『検察審査員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

ほかに、事務局から連絡事項等がありますか。

○ 事務局

その他の内容について事務局より以下のとおり報告及び確認を行った。

- 1 令和3年2月7日執行西東京市長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てについて
- 2 市議会の日程、一般質問の内容について
- 3 次回の委員会について

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。

他になければ、本日の令和3年度第9回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前9時45分 終了

以上

令和3年度第9回西東京市選挙管理委員会

日 時 令和3年9月1日(水)
午前9時00分から
会 場 西東京市役所田無庁舎
301会議室

- 議案第21号 西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について
- 議案第22号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について
- 議案第23号 令和3年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について
- 議案第24号 裁判員候補者予定者の選定について
- 議案第25号 検察審査員候補者予定者の選定について
- そ の 他

議案第 21 号

西東京市在外選挙人名簿に登録等される者の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年9月1日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸

令和3年9月1日付 在外選挙人名簿に登録する者（1人）

最終住所	氏名	生年月日	性別	備考
東京都西東京市			男	

議案第 22 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

令和3年9月1日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸

令和3年9月1日 在外選挙人名簿から抹消される者（3人）

最終住所	氏名	生年月日	性別	備考
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた日後4か月を経過する者 住定日 令和3年4月11日 (東京都西東京市)
東京都西東京市			男	国内の市町村の区域内に住所を定めた日後4か月を経過する者 住定日 令和3年4月16日 (東京都西東京市)
東京都西東京市			女	国内の市町村の区域内に住所を定めた日後4か月を経過する者 住定日 令和3年4月23日 (東京都西東京市)

議案第 23 号

令和3年9月1日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定
について

上記の議案を提出する。

令和3年9月1日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸

名簿登録者数調

定時登録 令和3年9月1日

投票区	(A) 令和3年6月24日現在 登録者総数			(B) 転居による増減等			(C) 抹消者数			(D) 新規登録者数			(E) 令和3年9月1日現在 登録者総数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	2,491	2,675	5,166	2	4	6	40	36	76	44	37	81	2,497	2,680	5,177
2	3,032	3,127	6,159	-1	-2	-3	42	30	72	42	25	67	3,031	3,120	6,151
3	3,125	3,409	6,534	-8	-7	-15	41	38	79	45	49	94	3,121	3,413	6,534
4	2,813	2,812	5,625	-2	0	-2	42	35	77	54	33	87	2,823	2,810	5,633
5	2,640	3,142	5,782	3	5	8	27	31	58	30	38	68	2,646	3,154	5,800
6	2,150	2,215	4,365	5	3	8	36	28	64	50	29	79	2,169	2,219	4,388
7	2,986	3,238	6,224	4	6	10	52	56	108	60	64	124	2,998	3,252	6,250
8	2,761	3,146	5,907	4	5	9	49	51	100	45	40	85	2,761	3,140	5,901
9	2,606	2,718	5,324	6	6	12	28	31	59	32	28	60	2,616	2,721	5,337
10	3,297	3,258	6,555	-6	-9	-15	34	46	80	58	50	108	3,315	3,253	6,568
11	3,183	3,378	6,561	-1	-2	-3	38	29	67	42	35	77	3,186	3,382	6,568
12	2,959	3,173	6,132	-2	1	-1	33	41	74	40	26	66	2,964	3,159	6,123
13	3,504	3,687	7,191	0	-9	-9	56	54	110	52	58	110	3,500	3,682	7,182
14	2,958	3,145	6,103	2	1	3	60	49	109	67	55	122	2,967	3,152	6,119
15	2,962	3,066	6,028	-1	-10	-11	51	29	80	67	42	109	2,977	3,069	6,046
16	2,464	2,655	5,119	-1	-5	-6	27	29	56	30	46	76	2,466	2,667	5,133
17	3,356	3,540	6,896	-7	-4	-11	72	50	122	69	66	135	3,346	3,552	6,898
18	2,973	3,150	6,123	-4	1	-3	53	42	95	52	53	105	2,968	3,162	6,130
19	2,933	3,361	6,294	-7	-3	-10	42	67	109	49	63	112	2,933	3,354	6,287
20	2,660	2,805	5,465	4	5	9	31	33	64	27	27	54	2,660	2,804	5,464
21	2,944	3,025	5,969	5	3	8	44	35	79	26	19	45	2,931	3,012	5,943
22	3,205	3,372	6,577	5	2	7	38	41	79	44	41	85	3,216	3,374	6,590
23	3,354	3,856	7,210	3	5	8	39	33	72	47	46	93	3,365	3,874	7,239
24	3,173	3,777	6,950	3	5	8	42	45	87	31	34	65	3,165	3,771	6,936
25	3,005	3,313	6,318	2	8	10	53	36	89	49	42	91	3,003	3,327	6,330
26	2,390	2,527	4,917	-5	-7	-12	45	51	96	34	53	87	2,374	2,522	4,896
27	2,277	2,459	4,736	-3	-4	-7	40	30	70	43	40	83	2,277	2,465	4,742
28	2,713	3,024	5,737	-2	-3	-5	41	41	82	51	45	96	2,721	3,025	5,746
29	1,890	2,014	3,904	2	5	7	28	24	52	30	31	61	1,894	2,026	3,920
計	82,804	89,067	171,871	0	0	0	1,224	1,141	2,365	1,310	1,215	2,525	82,890	89,141	172,031

(C) 抹消者

① 転出後4ヶ月を経過するに至った者

② 死亡者

③ 在外選挙人名簿への登録の移転

(D) 新規登録者数

年齢要件 平成15年9月2日以前出生

住所要件 令和3年6月1日以前転入届出

西東京市選挙管理委員会

議案第 24 号

裁判員候補者予定者の選定について

上記の議案を提出する。

令和3年9月1日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸

議案第 25 号

検察審査員候補者予定者の選定について

上記の議案を提出する。

令和3年9月1日

西東京市選挙管理委員会
委員長 鈴木久幸